資料２-２

軽井沢町緑の基本計画の改定について（改定案概要版）

総合政策課　まちづくり推進室
2026/10/14

1．はじめに（本文１～４ページ）

計画改定の目的

平成12年に緑の基本計画を策定から町の緑を取り巻く状況も大きく変化してきている
このため、上位計画である「軽井沢町都市計画マスタープラン」や関連計画である「軽井沢町環境基本計画」等との整合を図りながら、緑の保全と再生、創出、利活用と共創を通じて、より良いまちづくりの実現に向けて計画を改定する

計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第４条第１項の規定に基づき定められた「緑地の保全及び緑化の推進」に関する基本計画
他計画との位置づけは下記のとおり

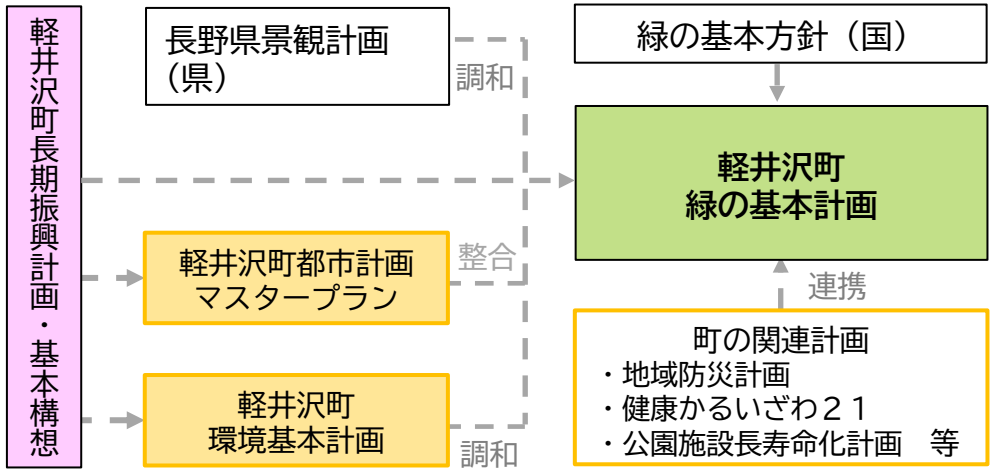

計画期間

概ね20年間

計画の対象とする緑

本計画の対象とする緑は、山麓、公共施設・都市公園・住宅地の樹木や草花、農地の作物、民間の公開空地、河川を対象とする

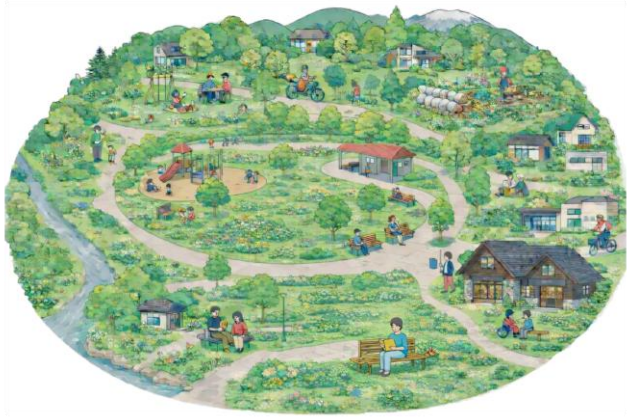

Ruiza_AIによる
イメージ図

２．緑の現況と課題（本文５～３４ページ）

軽井沢町の緑の現況

行政区域における
緑地面積

10,846.7ｈａ

※緑地：樹林地、農地、公園緑地等
（令和7年度軽井沢町都市計画基礎調査より）

行政区域に占める
緑地面積の割合

69.5%

※行政区域：15,603ｈａ

都市計画区域における
緑地面積

3,669.9ｈａ

都市公園（計画決定）

20カ所
（面積：299.16ｈａ）

※そのうち、15カ所
（面積：130.05ｈａ）を整備済
【整備率：43.5%】

都市計画区域内における
施設整備や法規制等により
確保されている緑地面積

4,648ｈａ

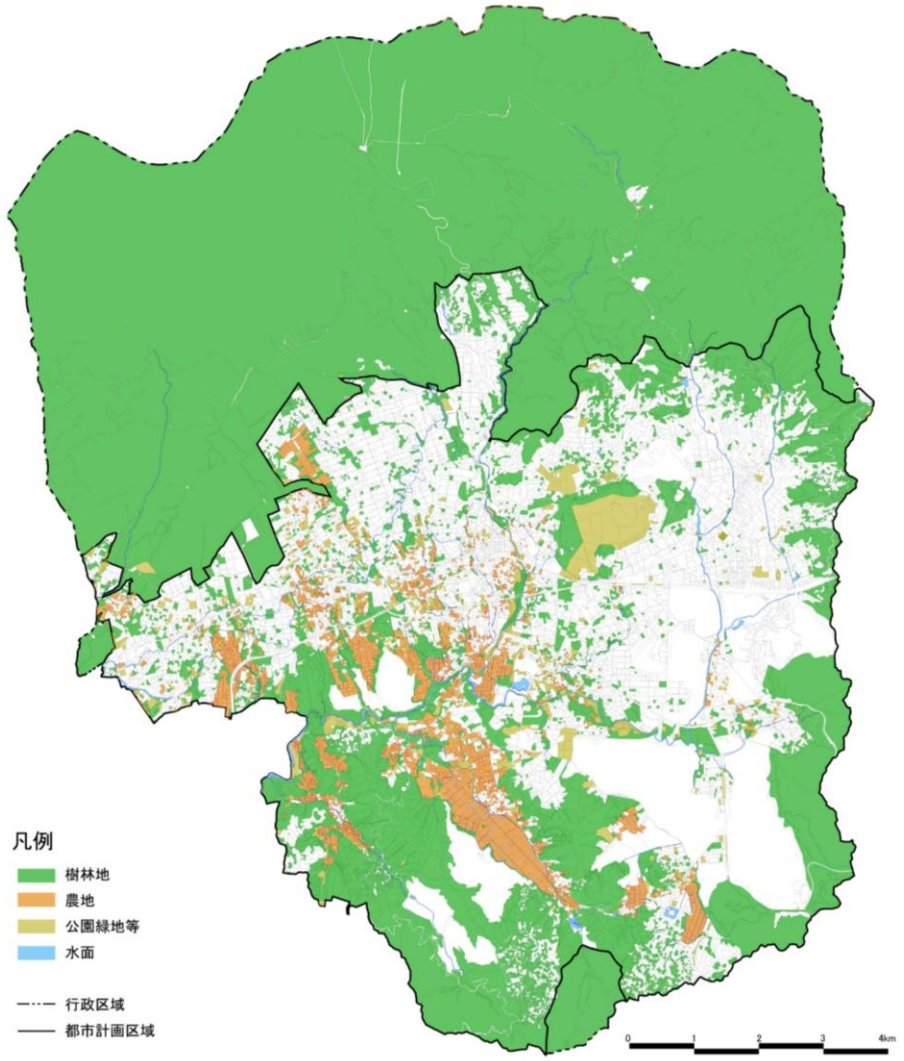

▲緑地の現況

2．緑の現況と課題（本文５～３４ページ）

前計画の取組の成果

現行計画の目標の達成状況

目標水準		前計画策定時（1999年）	前計画目標年次（2015年）	現況（2025年）
緑地の確保目標水準	用途地域内の面積に対する割合（%）	33.5	34.2	36.3
	都市計画区域面積に対する割合（%）	46.7	47.2	45.2
都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準	都市公園等（㎡／人）	84.3	121.1	73.1

施策の取組の状況

前計画では４つの基本方針に沿い、緑化推進・景観形成・環境保全など様々な施策を推進

Ⅰ 緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する
- 離山の整備により、良好な樹林地の保全・活用　等

Ⅱ 住民、別荘所有者、来訪者の多様な余暇活動を支える公園をつくる
- 風越公園によるスポーツ施設の充実、湯川ふるさと公園の整備　等

Ⅲ 安全なまちを支える緑を守り、創出する
- 都市公園等を指定緊急避難場所として活用　等

Ⅳ 保健休養地軽井沢にふさわしい風景を整える
- 文化財指定による建造物と敷地の保全、緑の景観賞　等

緑に関する意向調査（アンケート実施期間：令和7年9月～10月）

計画の改定にあたり、緑の現状や今後の確保等について住民等の意向を把握するためにアンケート調査を実施
調査対象等については右記のとおり
実施結果は次項

	住民・別荘所有者	事業者	中学生
調査対象	・町内在住の16歳以上の方1,500人 ・町内の別荘所有者1,000人	町内に所在する事業者300社	町内の中学生180人（各学年60人）
調査方式	郵送による配布、調査票への記入（郵送による回収）又はオンライン回答		
有効回収数（率）	1,241票（49.6%）	109票（36.3%）	68票（37.8%）

２．緑の現況と課題（本文５～３４ページ）

緑に関する意向調査

●町の緑について
・住民・別荘所有者の97.7%が町の緑を大切と感じている。町の緑の満足度は満足層80.1%・不満足層18.0%となっている。また事業者は100%が緑を大切と感じている

●樹林地・森林について
・住民・別荘所有者が町らしいと思う緑は「別荘地の緑62.4%」、「浅間山などの町を囲む山並み60.0%」となっている。中学生では「浅間山などの町を囲む山並み64.7%」が最上位であった

課題と計画改定の視点の整理

緑の現況、住民の意向調査、上位・関連計画に示された内容等を踏まえ、町の緑の課題、計画改定の視点を以下のとおり整理した

①緑豊かで美しい自然の再生と景観の継承
豊かな自然環境は世代を超えて軽井沢らしい緑として認識されており、多面的機能を担っている。都市化や少子高齢化等の社会情勢の中、町の魅力を支える緑の次世代への継承が課題
住む・訪れる・働く場所として選ばれ続けるまちに向けて、豊かな自然環境再生し、品格ある景観を継承することが求められる

②緑のネットワークによる快適な生活空間の形成
誰もが健康で快適に生活できる都市空間の実現が求められている
緑のネットワークを形成し、心と身体の健康を保ち清涼な空気と潤いを感じられる快適な居住環境の形成につなげることが必要

③多様な活動とにぎわいを生む緑の拠点の充実
公園の機能充実を行い目的地となる都市公園の魅力向上、駅周辺の緑ある歩きたくなる空間づくりなどによりにぎわいの創出につなげる必要がある。併せて緑に触れる機会を充実し、住民・事業者の活動・交流の推進が求められる

④安全・強靭なまちづくりの推進
緑の防災機能を戦略的に活用し、災害に強い、安全・強靭なまちづくりを推進する必要がある

３．計画の基本方針（本文３５～３９ページ）

緑の基本理念

軽井沢町の緑＝豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地軽井沢を実現するための最も重要な基盤

軽井沢町では、豊かな自然環境＝緑を背景として多様な属性の人々が様々な活動を行っている
緑は、多様な生態系を育むとともに人々のウェルビーイングの向上に欠かせない役割を果たしている
そして、自然と人が互いに高め合う「リジェネラティブ（再生型）なまちづくり」の基盤を成している
このことから軽井沢町の緑の基本理念を上記のとおり定める

緑の将来像

多くの人に愛される　森に包まれた美しい緑のまち

緑の基本理念を踏まえ、「リジェネラティブ（再生型）なまちづくり」のもとグリーンインフラとして町の緑を最大限に活用した「緑の将来像」を上記のとおりとする

●多くの人に愛される

国際保健休養地の歴史を礎に住民や別荘所有者、来訪者が心豊かに過ごせる緑の環境を提供し、将来にわたって多くの人に愛され続ける町を目指す

●森に包まれた

町を取り囲む浅間山麓の広大な森林は、水源の涵養、大気の浄化、山地災害防止など、暮らしに安全・安心をもたらしてくれる重要な緑として着実に次世代に継承する

●美しい緑のまち

住民・事業者・行政が一体となって緑を育んできた文化を大切にし、公共空間と私有地の緑がつながり、歩いて楽しみたくなる洗練された美しいまちを創り上げる

３．計画の基本方針（本文３５～３９ページ）

自然地形や土地利用の特性から、都市計画マスタープランで示している将来の都市構造に沿って、町域を５つのゾーンとに区分し、各ゾーン別の将来イメージを以下のとおり示す

◆ 緑住共生ゾーン

品格ある森と歴史を次世代へつなぐ緑

・町の歴史を象徴する樹林地を
町の重要な緑として守り
軽井沢らしい品格のある景観を継承する

◆ 住居系市街地ゾーン

日々の暮らしに潤いと安らぎを添える緑

・暮らしの中に緑が息づき、どこにいても潤いや安らぎなど自然の恵みを感じられる、
安全で快適な居住環境を形成する

◆ 商業系市街地ゾーン

にぎわいと歩きたくなる空間を彩る緑

・軽井沢・中軽井沢駅周辺、
旧軽井沢銀座へと続くエリアでは、
町の玄関口として人々を温かく出迎え、
木陰の涼しさや美しい花々が歩行の
楽しみと地域の活力を創出する空間を形成する

◆ 農村集落ゾーン

豊かな実りとのどかな風景を育む緑

・南部に広がる優良な農地や里山の
自然環境を保全し地産地消や
交流を楽しめる健やかな地域を育む

◆ 国有林

いのちと安全を守る町の重要な緑

・町のシンボルとなる浅間山を含む
広大な国有林をグリーンインフラの
核として保全・整備するとともに、
環境学習の拠点や
癒やしの森として活用する



▲ゾーンの区分図

３．計画の基本方針（本文３５～３９ページ）

緑の配置の基本方針

緑の将来像の実現に向けて、町の緑の保全・創出の基本的な考え方を以下のとおり示す

①軽井沢らしい緑を守りつなぐ（保全と再生）

樹林の更新、農地の維持管理、生き物の観察などを通して、緑を積極的に保全・再生し、安全で美しい緑を未来へ引き継いでいく

②魅力的な緑の空間を創る（創出）

緑の価値を知ってもらうために、グリーンインフラを積極的に導入するとともに、暮らしに身近な場所に緑豊かな空間を創り、将来の緑の担い手を育む拠点を創出する

③緑を使う・楽しむ・広げる（利活用と共創）

緑豊かな空間をにぎわい・交流の場として楽しく使いこなすことで、地域経済の活性化と住民のウェルビーイング向上につなげ、町内の緑化の機運を広げる

緑の目標

◆行政区域に占める緑地面積割合の向上
◆緑に満足している住民・別荘居住者割合の向上

緑の将来像の実現に向けて、目標値を上記のとおり定める

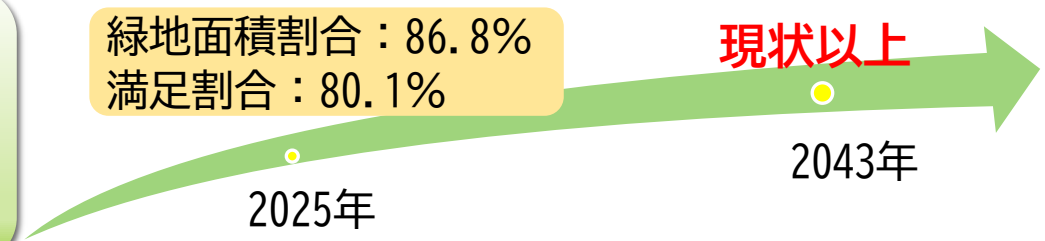

４．緑地の保全及び緑化の推進のための施策（本文４０～５６ページ）

施策の方向性

ゾーン	施策の方向性	施策	取組イメージ
ゾーン共通	ゼロカーボンシティの実現に貢献する 安心して緑に親しめる環境を整える 緑に関わるきっかけをつくる	地球温暖化対策実行計画の推進 こどもも安全に過ごせる公園施設の整備 緑とふれあう機会の充実　　等	脱炭素・資源循環等
緑住共生ゾーン	別荘地にふさわしい樹林地を保全・再生する メリハリをつけて緑を整備・管理する 緑のまちづくりを積極的に展開する	自然保護対策要綱等に基づく樹林の保全・再生 風越公園・離山公園の魅力の向上 緑化の意識を高め、学び合う機会の提供　等	自然保護対策要綱等による樹林保全等
住居系市街地ゾーン	豊かな水辺を保全・再生する 住民に親しまれる身近な緑を確保する 小さな緑でつながりを補強する	多自然川づくりの推進 湯川ふるさと公園の魅力の向上 民有地の緑化　　等	多自然川づくり、公園の再編　等
商業系市街地ゾーン	緑豊かでにぎわいのある空間を演出する 緑にふれる機会や情報を広める	緑や花で彩られた駅前や商業地の魅力向上 緑のイベントの開催　　等	駅前・商業地の緑化等
農村集落ゾーン	健全な里地里山を保全・再生する 都市部と農村の交流を広げる	優良農地の保全 地産地消の推進　　等	優良農地・里地里山の保全等
国有林	山岳の樹林地を守りつなぐ 森林レクリエーション環境を充実する	自然公園制度の活用 歩くことを楽しむ緑の小道の整備　　等	自然環境の保全・協働管理等

５．計画の実現に向けて（本文５７～５８ページ）

計画の推進体制

①協働によるまちづくり

公共施設のみではなく、民間の施設・敷地を含め、町（行政）、住民、事業者が互いに協力して、緑あるまちづくりを推進する

住民の役割

庭の緑化・維持管理、都市公園の適切な利用や維持管理、地域の緑の活動への参加、緑に関する情報の収集・発信、地域の課題やニーズを踏まえたまちづくりの提案　など

事業者の役割

企業の土地の緑化・維持管理、地域の緑の活動への参加・協賛、緑に関するイベントの実施、まちづくりに関する社会実験、指定管理者制度・Park-PFI制度による都市公園の管理運営　など

町（行政）の役割

法令・自然保護対策要綱による緑の保全、都市公園や公共施設の整備・維持管理、民有地の緑化や地域の緑の活動の支援、緑の保全・管理・活用に関する広報　など

②庁内の他部局連携

施策・取組ごとに庁内の主な部局を設定し、住民、事業者との窓口を明確にする
各部局の計画の策定・改定の機会等を活用し、関係する部局とコミュニケーションを取る

計画の進行管理

PDCAサイクルにより、目標の達成状況や施策の実施状況を把握し、必要に応じて施策を更新する。進行管理の内容は都市計画審議会に報告し、意見を施策に反映する



計画の見直し

おおむね10年を目途に中間評価を行い、必要に応じて計画を見直す
社会情勢や関連計画等の変化により、大きな不整合が生じた場合も見直す